

第59号議案

品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月17日

品川区長 濱 野 健

品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条
例の一部を改正する条例

品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例
(平成30年品川区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理
由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）
を同項に規定する管理者とすることができる。

付則第2項中「この条例の施行の日」を「令和3年4月1日」に、「平成33
年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第5条第2項」を「令和3年3
月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当
該事業所における第5条第1項に規定する管理者が、主任介護支援専門員でな
いものに限る。）については、同条第2項」に、「介護支援専門員」を「引き続
き、同日における管理者である介護支援専門員」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(説明) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所における管理者の要件の特例を定めるほか、当該管理者の要件に係る経過措置を延長する必要がある。